

一宮市廃棄物処理施設審査委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条の2第3項(第9条第2項において準用する場合を含む。)及び第15条の2第3項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する計画が当該施設の周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかについて専門的知識を有する者の意見を聴くために開催する一宮市廃棄物処理施設審査委員会(以下「審査委員会」という。)の設置及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 審査委員会は、市長の求めに応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。)第5条の2及び第7条の2で定める廃棄物処理施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。)第4条の3及び第12条の3で定める事項の調査検討を行う。

(組織)

第3 審査委員会は、6人以内の学識経験者で構成する。

2 審査委員会は、廃棄物の処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水などに関する事項について専門的な知識を有する学識経験者で構成する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(座長)

第4 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、審査委員会の議事の取りまとめを行う。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 審査委員会は、市長が必要と認めたとき招集する。

2 審査委員会は、委員の半数以上が出席して開催するものとする。

3 委員長が必要と認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会は、原則公開とする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(庶務)

第6 審査会議の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市の焼却施設、最終処分場等の現状

令和4年9月1日現在

	豊橋市	岡崎市	豊田市	名古屋市	一宮市
人 口 (人)	371,100	385,016	418,312	2,326,167	380,911
面 積 (km ²)	262.0	387.2	918.3	326.5	113.8

○産業廃棄物処理施設

	豊橋市	岡崎市	豊田市	名古屋市	一宮市
合 計	128	122	138	258	58
圧縮	9	20	19	28	16
破碎	42	49	43	60	14
選別	12	13	15	19	10
減容固化	1	5	2	2	3
破碎選別	5	0	1	15	2
破碎減容固化	0	0	0	0	2
加熱分離	0	0	0	5	2
脱水	5	3	1	7	1
破碎洗浄	0	0	0	0	1
分級脱水	0	1	0	0	1
発酵	2	2	2	0	1
造粒固化	4	6	2	1	1
切断	1	2	2	15	1
切断圧縮	0	0	0	0	1
焼却	3	2	2	0	1
切断	0	3	1	7	1
油水分離	4	3	1	8	0
天日乾燥	1	1	3	0	0
中和	4	4	1	7	0
熔融	4	0	2	12	0
乾燥	0	2	1	1	0
焙焼	0	1	0	0	0
污泥脱水	0	0	2	0	0
最終処分場	6	2	5	0	0
その他	25	3	33	71	0

※特別管理産業廃棄物とは、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を指します。



○特別管理産業廃棄物処理施設

	豊橋市	岡崎市	豊田市	名古屋市	一宮市
合 計	9	4	8	34	0
中和	2	2	0	7	0
焼却	3	0	1	0	0
油水分離	0	0	0	7	0
脱水	0	0	0	4	0
熔融	0	0	0	1	0
PCB汚染物又はPCB処理物の分離	0	0	1	0	0
PCB汚染物又はPCB処理物の分解	0	0	1	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	4	2	5	15	0

・黄色施設以外にも、廃水銀等の硫化施設、污泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設などが委員会開催対象

・一般廃棄物も同様に対象となるが、民間が設置する場合のみ委員会開催対象

一宮市の沿革（概要）

一宮市は、愛知県の北西部にあり、名古屋市までが約17km、岐阜市までが約13kmと、ほぼ両市の中に位置している。市域は東西15.3km、南北13.3kmに広がっており、地形は極めて平坦で、市の北東部（海拔約16m）から南西部（海拔約3m）にかけて緩やかに傾斜している。気候は比較的温暖で、年平均気温は15℃前後、年間降水量は約1,700mmである。

平成17年4月1日、「対等の精神」の理念のもと、一宮市・尾西市・木曽川町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みをお互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指し、人口約37万人の新生「一宮市」が誕生した。

当地域は繊維産業を基盤として栄えており、近年では地場産地「尾州」のブランド力強化を進めると同時に、企業誘致の推進により産業の複合化を図っている。また新しいまちづくりの方向性を示した「新市建設計画」に基づき、総合体育館・斎場・リサイクルセンター・尾張一宮駅前ビル・市役所本庁舎など多くの施設が完成した。

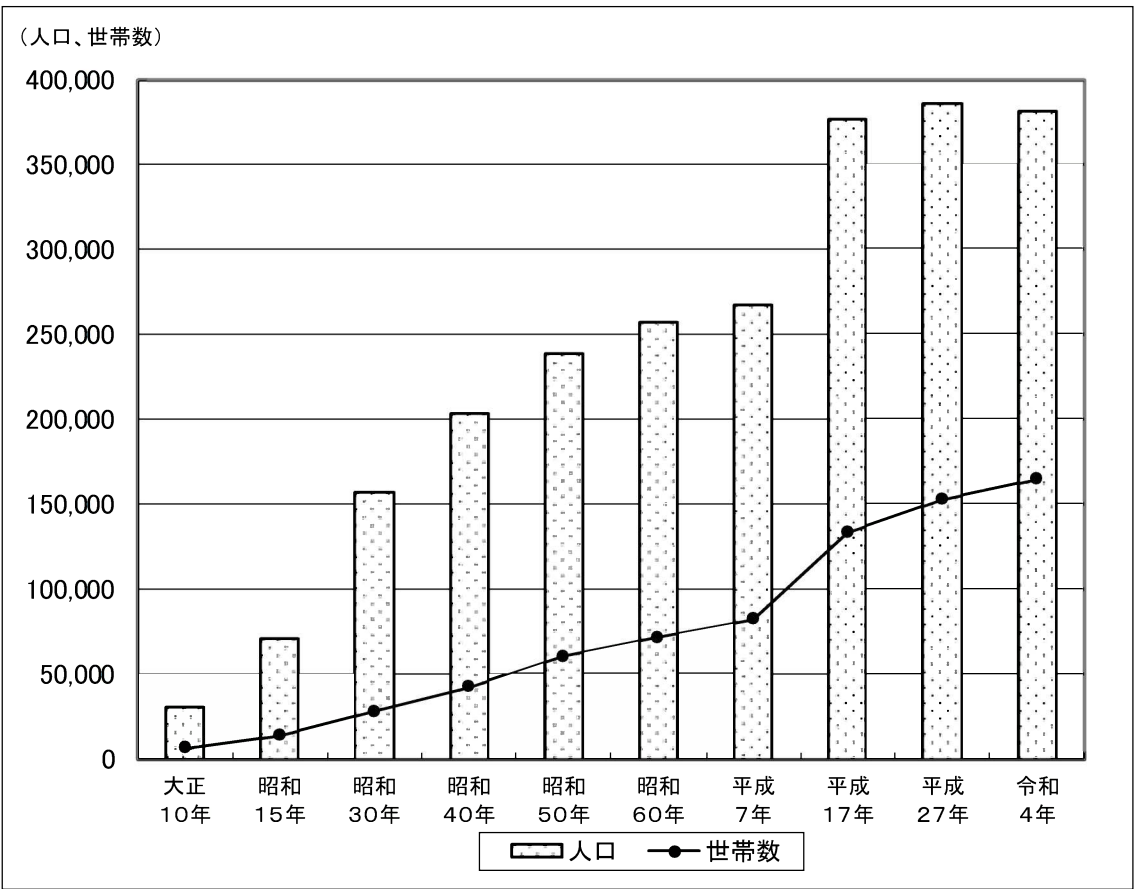
また、令和3年4月1日には中核市へ移行し、保健衛生、福祉、環境分野などの多くの業務が県から移譲された。与えられる権限の活用工夫を凝らし、地域の実情にあったより質の高いサービスの提供を目指している。



合併状況と人口、世帯数の推移

合併年次	合併地区	人口・世帯・市域	
大正10年 9月	市制施行	人口	30,558 人
		世帯	6,398 世帯
		市域	8.3 km ²
昭和15年 8月	葉栗村	人口	70,792 人
昭和15年 9月	西成村	世帯	13,584 世帯
		市域	28.02 km ²
昭和30年 1月	丹陽村・浅井町	人口	157,025 人
昭和30年 4月	北方村・大和町 今伊勢町・奥町 萩原町・千秋村	世帯	28,045 世帯
		市域	82.39 km ²
平成17年 4月	尾西市 木曽川町	人口	377,216 人
		世帯	133,401 世帯
		市域	113.91 km ²
令和4年 4月1日現在	-	人口	381,366 人
		世帯	164,965 世帯
		市域	113.82 km ² ※

※平成27年3月6日に市域変更



年度	大正10年	昭和15年	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年	令和4年
人口	30,558	70,792	157,025	203,743	238,463	257,388	267,362	377,216	386,410	381,366
世帯数	6,398	13,584	28,045	42,295	60,482	71,541	82,398	133,401	152,651	164,965